

# 第5回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 議事録

日時：令和6年12月25日（水）13:30～15:30

場所：経済産業省本館17階第3特別会議室及びWebex

## 1. 出席者：

### <委員>

神田委員長、小林委員、杉本委員、長田委員、藤原委員、三木委員、南委員、望月委員（途中退席）、山田委員、山本委員

### <オブザーバー>

一般社団法人事業再生実務家協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、日本商工会議所、日本弁護士連合会、金融庁監督局、法務省民事局

## 2. 議題

- ・事業再構築小委員会報告書（案）について

## 3. 議事内容

○中西課長 では、定刻より少し早いですが、委員の皆様おそろいですので、ただいまから、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会の第5回目を開催いたします。

経済産業省経済産業政策局産業組織課の中西です。本日も皆様方、御多用の中、御出席いただき本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、長田委員、山田委員がオンラインでの御出席、望月委員は冒頭30分のみオンラインで御出席と伺っておりますが、その他の委員の皆様方は御対面で御出席いただいておりますので、定足数を満たしております。本日の小委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、配付資料の確認を行います。資料はお手元のタブレットで御覧ください。タブレットの使い方につきましては、お手元に配付しております資料を御覧ください。

順に、資料1、議事次第・配付資料一覧、資料2、本小委員会の委員名簿、資料3、事業再構築小

委員会の報告書（案）、です。

タブレットの使い方について、途中でお困りの事案が発生しましたら、お近くの担当者にお気軽にお声がけいただければ対応いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議事の公開ですが、これまでと同様、本小委員会は、一般傍聴は行っておりませんが、議事要旨と議事録を後日、弊省ホームページにて公開いたします。議事要旨は、迅速な議事内容公開のため、今回はお正月をまたぎますので、年明けの営業開始後、準備が出来次第、速やかに事務局の責任で作成の上、弊省ホームページで公開いたします。また、議事録につきましては、会議後1か月を目安に、弊省ホームページで公開予定です。

委員の皆様におかれましては、公開前にお手数ですが、後者の議事録の文案について、御自身の発言箇所を御確認いただければと存じます。

それでは、以降の議事につきましては、神田委員長にお願いしたく存じます。神田委員長、よろしく申し上げます。

○神田委員長 皆様方におかれましては、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、事務局からまず資料の御説明をお願いいたします。

○中西課長 ありがとうございます。それでは、資料3に基づきまして御説明いたしますので、順次御覧いただければと思います。

まず、1ページ目から順次、御説明申し上げます。

まず第1部は、総論（早期での事業再生を図るための事業者の債務整理の重要性）です。

（1）は事業再生に係る経済動向ということで、日本企業の債務残高（総額）は、コロナ禍前の2019年12月の約578兆円から2024年6月には約700兆円となり、約120兆円増加している旨を記載しています。

また、2024年6月に実施されたアンケート調査によると、「債務の過剰感がある」と回答した企業の割合は、大企業で15.1%、中小企業で27.3%を占めており、債務が事業再構築の足かせとなっている企業の割合は大企業、中小企業とも36%を超えているという状況について、これは前回の御報告どおりの資料の数字を載せています。

3ページ目を御覧いただけますでしょうか。2024年10月に実施されたアンケート調査によりますと、資金調達の際の借入金利が「すでに上昇している」と回答した企業は46.4%に達し、今後の借入金利について、メインバンクから「金利引き上げをはっきり伝えられた」、または「金利引き上げの可能性を

示唆された」と回答した企業は58.9%に達しています。

4ページ目を御覧ください。他方で、日本企業において、事業経営に懸念があり、利払いをカバーするのに十分な利益を出していない企業の割合は、2020年度以降、増加し続け、2022年度は17.1%となっていると記載しています。

加えて、上場企業のうち、経営不振に陥っている企業は、コロナ禍を機に急増し、引き続き高水準で推移しており、その理由は、本業不振が最多となっており、こちらは2024年9月期の数字でリバイスしています。

次のページの図1—8は、その理由を書いています。こうした状況を踏まえますと、今後、GX、DX等の急速な事業環境の変化に対応する必要がある中、事業者の経営環境は今後より厳しくなることが見込まれるとして、また、本業不振による経営不振から脱するためにも、抜本的に事業構造の見直しを図っていくことが必要になると考えられるとまとめています。

加えて、足元では、原材料高や人手不足の進行等を受け、倒産件数も増加傾向にあるとして、2024年の倒産件数は、1月から11月の累計で9,164件で、前年同月比16.3%増となっており、11年ぶりに年間1万件超が視野に入ってきたとする民間調査会社の調査も存在するという形で引用しています。

7ページ目の下の方に、こうした経済社会情勢の動向を受けという形で、経済的に窮境に陥るおそれがある事業者が早期での事業再生に取り組める制度基盤を整備し、経済の新陳代謝機能を強化しておくことが重要であると書いています。

8ページ目を御覧ください。(2)で現行の事業再生に関する制度の概要とその課題です。

事業者の債務整理に係る現行制度としては、大きく分けて民事再生法に基づく再生手続や会社更生法に基づく更生手続といった再建型倒産処理手続、いわゆる法的整理手続と、事業再生ADRや中小企業活性化協議会といった、債務者、債権者の任意の合意による手続、いわゆる私的整理手続が存在すると記載しており、表1—1でまとめています。

法的整理手続は、原則として全債権を対象とし、債権者の多数決及び裁判所の認可によって債務の減免等が認められるということで、手続開始時に公告が行われることもあり、債務者の取引関係に大きな影響を及ぼしやすく、事業価値や収益性の毀損への影響の程度が大きくなりやすいという特徴があるとまとめています。

一方で、私的整理手続は、手続の利用を公告せず非公開で、主として金融機関等の金融債権を対象債権を限定して手続を進めることができ、そのため、事業価値毀損を抑えやすい傾向があるものの、対象債権者全員の同意が得られない限り私的整理手続が成立しないという特徴があるということも書

いています。

その上で、2024年6月に実施されたアンケート調査によると、私的整理手続を活用して収益性の向上のための取組を検討する可能性があると答えた企業に対して、私的整理を検討する上で重視する点を聞いたところ、手続が「現在の事業・取引に影響を与えないこと」の回答が最も多かったことを御紹介しています。

その上で、私的整理手続に関してはということで、9ページの下に事業価値の毀損の回避等を重視する観点から活用されているものの、私的整理手続で必要とされる全対象債権者の同意は、事業再生の更なる円滑化に向けた課題として指摘されてきたと御紹介しています。

10ページ目に、海外における類似の制度の状況ということで、欧州各国においては、倒産処理手続とは別個の倒産前手続として、全ての貸し手の同意を必要とせず、裁判所の認可の下で多数決により特定の債権の権利変更を行う制度が存在するというので、図1—12で欧州各国における倒産前事業再生制度の概要をまとめています。

その上で、10ページ目の(4)で、新たな制度の方向性ということで、①新たな制度の概要です。

こうした背景を踏まえ、前回、御提出させていただきましたが、事業再構築小委員会において、経済的に窮境に陥るおそれのある段階、すなわち倒産前の状態の事業者について、公平中立的な第三者機関、すなわち指定法人と裁判所とが関与して、手続の透明性、公正性の両方を担保しつつ、直接の商取引に影響しない金融債務の整理を迅速に行うことで、早期での事業再生を円滑に行うことができる制度について検討が進められてきたということで、図1—13にスキーム図を載せています。

11ページ目の真ん中から、そのスキーム図に沿って制度の概要を書いています。手続申請として、まず、事業者(債務者)が指定法人に手続を申請した後、次に、指定法人による確認ということで、指定法人は、事業者が提出する対象債権、すなわち金融機関等が有する金融債権の権利変更の方向性を含む事業再生の方向性等を記載した書面、対象債権の一覧等から、債務調整の必要性、対象債権者集会の決議成立の見込み及び対象債権者の一般の利益に適合する見込みの事項を確認することとしています。

続いて、対象債権者集会において、事業者による情報提供及び対象債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決ということで、議決権者の議決権の総額の4分の3以上の同意としつつ、単一の債権者が議決権者の議決権の総額の4分の3以上の議決権を有する場合に限り、可決要件に対象債権者集会に出席した議決権者の過半数の同意も必要という形としています。なお、こうした多数決により、対象債権のうち、担保により保全されていない非保全部分の権利変更を可決することとし

ています。

対象債権の権利変更に係る賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画を提示することとし、指定法人は対象債権の権利変更に関する内容や、早期事業再生計画について、法令に定める調査事項を調査し、その結果を報告することというものを脚注でつけています。

最後に、裁判所による対象債権者集会の決議の認可ということで、裁判所は、指定法人及び対象債権者の意見の陳述を聴取しつつ、決議の瑕疵や履行可能性、清算価値保障等を審査して、認可または不認可を決定し、さらに裁判所の認可に関する即時抗告を可能として、異議申立ての機会を確保することとしています。

続いて、②新たな制度の正当化根拠です。この制度は、対象債権者集会の特別多数決とその裁判所の認可により決議を成立させ、反対債権者も含めて、対象債権者の権利を変更することとしております。

正当性については、1つ目、倒産前の状態で、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について、金融機関等の有する金融債権に限定して債務の減免等を行うことは、事業価値の毀損を可能な限り抑えながら事業の維持及び再生を図ることによる私的利益の実現と、清算価値保障による対象債権者一般の利益に適合しつつ、取引先や雇用等の利益にも資するといった社会的、経済的観点からの公共的利益の実現を達成するために、必要かつ合理的な手段となること、2つ目に、対象を金融機関等有する金融債権に限定し、当該債権者に一定の集団性を観念し得、その集団的意思決定として多数決を行うことは合理的根拠があること、3つ目として、制度化された手続に沿って、第三者機関の関与の下で事業者の資産評定及びそれに基づく金融債権の権利変更の内容検討がなされ、続いて、信用評価に係る高度の専門性を有する金融機関等が権利変更の必要性等を評価した上で多数決を行い、その上で、裁判所が第三者機関、債権者の意見を聴取しながら後見的に対象債権者間の平等、手続の客観的公平性、履行可能性や清算価値保障を審査し、多数決の濫用の弊害を防止すること、以上を正当化根拠としてまとめています。

③既存の制度との関係を踏まえた本制度の位置付けです。

本制度は、経済的窮境に陥る前の段階から、専門的知識に基づき、与信を行うプロ債権者であることや、事業再生にかかる実態等を踏まえて、金融機関等の金融債権に限定した対象債権者の集団的意思決定を尊重し、裁判所は後見的に認可を行う制度とする点で、法的整理手続とは異なる特徴を有するとし、また、金融債権者の集団的意思決定について、多数決及び裁判所の認可により反対債権者も含めて法的効果が生じる点で、私的整理手続とも異なるため、本制度については、法的整理手続とも

私的整理手続とも異なる第三の手続として新たに位置付けることが適当であるとしています。

また、本制度と既存制度を並置するのか、あるいは既存制度を本制度に前置するのかという論点も存在するという事で、14ページ目の下にある脚注17ですが、オブザーバーの方からは、本制度と既存の準則型私的整理手続を並置した場合、本制度の利用が多くなることの懸念をどう緩和できるかが問題であり、当該観点から、既存の準則型私的整理が成立困難であった事例に限り、本制度が利用できる形式が望ましいとの意見もあったと御紹介しています。13ページ目に戻りまして、一番下、事業再生ADRにおいて、個別の事情に応じて選択し得る対象債権の範囲と本制度の対象債権の範囲が必ずしも一致するとは限らないことや、仮に既存の準則型私的整理手続を本制度に前置した場合、対象債権の範囲の違いから計画を策定し直す必要が生じることがあることや、本制度が後続に控えていることに鑑みて、先行する準則型私的整理手続の開始時において一部の債権者が一時停止の要請に応じない可能性もあることを踏まえると、本制度は事業再生ADR等の既存の事業再生の手続に新たな選択肢を与えるものとして、既存の準則型私的整理手続と並置させることが適当であるとしています。

その上で、前回の御議論を踏まえまして、本制度においても、対象債権者全員の同意がある場合には裁判所の認可を要せずに権利変更が可能であることを踏まえ、委員からは、本制度を利用する場合にも、実務的には全員同意を得ることを目指すことが望ましいとの意見もあったことを御紹介させていただきます。

また、今回の話は、直接的には金融債務の整理ですが、広い意味での事業再生ということになりますと、従業員も重要なステークホルダーとして、従業員の協力も必要であることにも留意が必要であるという形で一言加えさせていただきます。

以上が総論です。15ページ目、第2部の各論を御覧ください。

まず、(1)対象事業者①対象となる事業者です。

1つは、本事業の対象事業者は、倒産前の早期かつ迅速な事業再生を促進する観点から、民事再生法上の経済的に窮境にある状態の前段階として、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者とします。

2つ目に、本制度について、事業再構築を要件として設けないことが適切であるということ、これが2点目です。

3つ目に、主として、金融債権者の数が相対的に多い大企業や中堅企業の活用が想定されるとしております。

4つ目に、粉飾決算など虚偽情報により融資を得た事業者や、悪意を持って一時停止違反をした事業者など、誠意のない事業者を本制度の対象から排除することで、モラルハザードを防止することは

重要であるとしています。その上で、本制度の申請時に指定法人が確認する利用要件や対象債権者集会における決議の可決要件の両者を満たすことができないと考えられることから、追加的な除外要件を設けずとも、制度設計上、自ずと排除されるものと考えています。

5つ目に、対象となる事業者の株主責任や経営者責任に関しては、事業再生ADR等における規定も参考に、今後、具体的な検討を進めていくとしています。

次に、(2)対象債権です。①が追加されているところですが、対象となる範囲については、本制度で権利変更の対象となる債権については、金融機関等が有する金融債権に限定するとしています。

具体的には、1つ目、預金保険法に規定する金融機関及び外国銀行、2つ目に農水産業協同組合、3つ目に保険会社、4つ目に貸金業者、5つ目に政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等、6つ目に地方公共団体、7つ目に、上記の者が有していた金融債権を譲り受けた債権回収会社その他これに準ずる経済産業省令で定める者としています。

これらは、専門的知識に基づき、与信を行うプロ債権者であることや、事業再生にかかる実態等を踏まえて対象とするものであるとしつつ、債権回収会社（サービサー）等の金融債権の譲受人は、金融債権を譲り受ける際には、その信用リスクを承継して当該債権を譲り受けていることから、当該譲受人も対象に含めることとしています。

なお、こうした者について、現行の事業再生ADRにおいて、対象債権者として一定割合含まれている点にも留意することが必要であるとしております。

他方で、金融債権以外の債権についても、案件に応じて柔軟に対応することの適否についての論点が存在しますが、金融機関等はプロ債権者であり、商取引債権とは差異があること、また、事業再生の慣行として、2000年代より20数年を経て、別異の取扱いについての一定の規範意識が形成されつつあることなどを踏まえて、オーナー等の金融機関以外による融資にも対象を拡大することは、本制度の正当性の観点から問題があることに加え、債権者の予見可能性の確保や、制度の安定性という観点から、金融債権に限定することが適当であるとしています。

②担保付債権の扱いについてですが、担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分については、実体法上の担保権の優先性が尊重されるべきであるため、民事再生法における取扱いも踏まえ、多数決による債務の減免や期限の猶予等の権利変更の対象となる部分は、対象債権の非保全部分とし、保全部分については、多数決による権利変更の対象とならない制度としています。

一方で、一時停止の対象には保全部分も含めるなどの観点で、手続自体には取り込むこととしてい

ます。

(3) として、新たな制度の利用要件です。①指定法人による確認ですが、指定法人は、事業者が提出する対象債権の権利変更の方向性を含む事業再生の方向性等を記載した書面、対象債権の一覧等から、債務調整の必要性、対象債権者集会の決議成立の見込み、対象債権者一般の利益に適合する見込みを確認することとしております。

また、指定法人は、この確認をしたときは、その旨を事業者及び対象債権者に通知することとしております。

(4) 一時停止についてです。

まず、①一時停止の要請ですが、指定法人による本制度の利用要件の確認の後、対象債権者集会の招集等が行われることとなりますが、同決定の通知を受けた対象債権者に、債権回収のために個別的な権利行使や債権保全行為を認めた場合には、債権者間の公平が保たれないこととなり、ひいては公正かつ円滑な事業再生に支障を生じる可能性があります。

このため、債権者の権利変更等を一時的に制限するため、指定法人は、事業者から求めがあった場合には、指定法人による本制度の利用要件の確認の後、全ての対象債権者に対して、本制度の手続が終了するまでの間、対象債権者が事業者に対し、債権の回収等をしないことを要請しなければならないとする旨を規定することとします。

その上で、指定法人による任意の要請だけでは、必ずしも強制執行や担保権実行を妨げることができないため、指定法人の任意の要請では個別執行を防ぐことができない場合に、一定の要件の下で、裁判所による一時停止命令として、裁判所が強制執行や担保権実行の中止を命令することができる旨の規定を設けることとするということを記載しています。

そこで、18ページの下の方ですが、事業者が担保権者との和解等により当該財産を維持、利用する機会を確保させるために、担保権の実行手続を一時的に中止し、担保権者との間で被担保債権の保全部分の弁済方法等について協議を行うための時間的余裕を確保する必要があるとしています。

(5) 対象債権者集会における決議についてです。①対象債権者集会の概要ですが、事業者が対象債権の権利変更を決議するための対象債権者集会を招集するとしています。

決議に際しては、権利変更に関する内容に加え、賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画を対象債権者に提示するものとし、また、指定法人は、法令に定める調査事項を調査して、その結果を対象債権者に報告しなければならないものとしています。

加えて、決議までの間、事業者は、対象債権者が集会における賛否の判断をするために必要な情報

を提供するよう努めなければならないこととし、事業者は、対象債権者集会において、対象債権者に対して、意見を陳述する機会を付与しなければならないものとしています。

2つ目に、②議決権の考え方についてです。担保付債権に係る議決権の額については、多数決による権利変更の対象となる非保全部分の額とするとしています。

この点、本制度についても、担保付債権の保全部分の額についても議決権を付した上で、保全部分についても多数決により期限の猶予等を決議できることとする方が自然ではないかという御意見もあったということを御紹介しつつ、20ページ目で、こうした措置を設けた場合、制度が複雑となってしまう、本制度が目指す事業再生の迅速性を損なう可能性があることから、本制度における担保付債権に係る議決権の額は、多数決による権利変更の対象となる非保全部分の額とすると書いています。

3つ目に、③決議の可決要件ですが、対象債権者集会の決議において、対象債権者全員の同意が得られた場合は、裁判所の認可を要さずに対象債権の権利変更が直ちに効力を有することとなると記載した上で、仮に全員同意が得られなかった場合には、諸外国の制度も参考に、議決権者の議決権の総額の4分の3以上の賛成により、権利変更に係る決議の成立を非保全部分に限り認めることとすると書いています。

その上で、従前から御議論がありました少額債権者保護という要請を踏まえ、単一の対象債権者が議決権者の議決権の総額の4分の3以上の議決権を有する場合に限り、可決要件に対象債権者集会に出席した議決権者の過半数の同意を頭数要件として加重することを、前回の点から変更して付け加えています。

4番目に、④反対債権者に係る懸念ですが、本制度に基づく決議後に反対債権者に与信取引が残る場合、反対債権者が再生計画の履行に必要な協力をしない、反対債権者が事業者の望まない債権者に債権を売却し、再生に支障を来すなどの懸念が想定されます。

反対債権者に対する債権買取請求権を追加することの論点ですが、これは従前の御議論のとおり、会社法上の社債権者集会や法的整理では措置されていないことなどを踏まえると、本制度において債権買取請求権を導入することは不要であるとしています。

その上で、決議後に反対債権者に与信取引が残る場合の懸念については、反対債権者のみを優遇した場合、反対を助長する可能性がある点にも留意しながら、今後、具体的な対応について検討を進めていきたいと思っております。

(6) 裁判所による対象債権者集会の決議の認可手続についてです。

裁判所の審査対象ですが、決議前に指定法人が対象債権の権利変更に関する内容及び早期事業再生

計画について調査していることを踏まえ、対象債権者集会の決議の後、裁判所は、指定法人及び対象債権者の意見の陳述を聴取しつつ、手続の公正性、決議事項の遂行可能性がないことが明らかでないことや、清算価値保障原則の遵守等の一定事項のみを確認し、認可の決定をすることとしています。

具体的には、手続や対象債権者集会の決議事項が法令に違反するとき、決議事項が遂行される見込みがないことが明らかであるとき、決議が不正な方法で成立するに至ったとき及び決議が対象債権者の一般の利益に反するとき、これらのいずれかに該当する場合は、決議の認可の決定をすることはできない制度としてはどうかと考えており、その点を整理しています。

追加で、履行可能性の話が入っておりますので、その理由についても書いています。裁判所の認可要件につき、委員間では、手続の迅速性、裁判所の負担の観点も踏まえ、履行可能性を裁判所の認可要件とするものの是非が議論されました。履行可能性がないことが明白な決議で認可をすると、対象債権者が不当な不利益を被ることとなること、他方で、指定法人が権利変更に関する内容や早期事業再生計画の適正性について決議前に調査を行っていることを踏まえ、決議事項が遂行される見込みがないことが明らかであるときを不認可事由の1つとして加えています。

22ページ目、②即時抗告についてです。対象債権者及び事業者は、裁判所の認可につき、即時抗告により、先ほど申し上げた（ア）から（エ）の不認可事由の有無の判断について、不服申立てができる制度としています。

（7）指定法人については、本制度利用に当たっての確認をはじめ、制度の手続を監督する者を指定法人として、経産大臣が指定することとし、指定に当たっては、経理的・技術的基礎、手続の当事者と利害関係のある者が関与しない体制の整備及び個別の手続の監督を行う者として一定の要件を満たす者を選任することができる等を要件とすると書いています。

なお、指定法人の指定に関しては、新しい機関を創設するのではなく、既存の制度、枠組みの活用も考えられるとしています。

（8）その他ですが、本制度から倒産処理手続への移行に関する考え方については、従前の考え方を維持しています。

事業価値毀損を回避する観点から、事業再生ADRを活用している事業者が倒産処理手続へ移行した際に関連手続の円滑化のために措置されている産競法の既存の規定を参考に、本制度の利用に際しても関連手続の円滑化のための特別な考慮規定を措置するとしています。

また、仮に本制度の手続利用中に法的倒産処理手続が申し立てられた場合には、保全処分や開始決定等の判断を行う裁判所に対する指定法人の意見陳述の規定も措置することとし、倒産処理手続にお

ける弁済禁止等の保全処分や手続開始決定に際して、本制度の利用状況を考慮できることとしています。

また、事業再生ADRについても、本制度への移行を円滑化するため、基本的な枠組みの基準は事業再生ADRを参考に規定することとしています。

税務上の取扱いについては、従前どおり債権放棄を含む権利変更を行うことになった場合や債務者が資産を評価替えした際の税務上の取扱いについては、事業再生ADR等における取扱いも参考に、今後、その取扱いについて明確化を図っていくこととすると記載しています。

最後に、今回の小委員会の名簿及び開催実績を掲載しています。

報告書（案）については以上です。

○神田委員長 御説明どうもありがとうございました。

では、今日は、残りの時間は皆様方に自由討議をしていただきます。いつものように御発言の際は、会場にお越しの方は名札を立てていただきましたら、私から順次御指名をさせていただきます。

なお、会場の都合でマイクをお持ちしますので、そのマイクを使って御発言をお願いいたします。

また、オンラインで御参加の方は、いつもどおりWebexの挙手ボタン、その他の方法で御連絡いただければと思います。御発言の際にはマイクを使って御発言いただき、カメラをオンにして御発言いただければと思います。

また、委員の皆様方だけでなく、オブザーバーの皆様方におかれましても、御意見、御質問、積極的に御発言いただければありがたく存じます。

それでは、本日は望月委員は最初30分の御出席で、途中退席と伺っておりますので、オンライン参加の望月委員、御意見等ございましたら、最初に承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○望月委員 望月です。今日はオンラインで失礼します。

資料等を拝見いたしまして、私から最初に質問したいこと等、特にございませんので、大丈夫です。ありがとうございます。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、皆様方、いかがでしょうか。どなたからでも、どの点についてでもと思いますが、それでは、小林先生、お願いします。

○小林委員 小林信明です。取りまとめに非常に御努力なされたのだろうなと思いながら拝見いたしました。本当にどうもありがとうございます。

私からは、1つ目は対象債権のところについて、お話をお聞かせいただきたいと思っております。

対象債権については、最後までなかなか難しかったところですが、基本的に事業再生ADRで認め

られている対象債権と同じような対象債権になるような方向で記載がされているものだと思っており、評価しております。特に貸金業者も含まれたということは、非常に評価できるのではないかと考えております。

そして、さらに預金保険法に規定する金融機関のところに、「及び外国銀行」も入ったことも、そもそも、どうしてこういう議論が出てきたのかという1つのきっかけがマレリという事案だったので、あれが外国銀行の日本支店が賛成に回らなかったというところから、事業再生ADRが成立しなかったというきっかけがあったと思っておりますので、この外国銀行が入ったことが良いと、大変評価できると思っております。ただ、ちょっと念のための確認なのですが、この外国銀行という意味の中にどういうものが入るのかというところが、今の時点で明らかになっているのであれば教えていただきたいと思っております。

具体的に言えば、外国銀行の日本の法人と外国銀行の日本の支店がありまして、マレリで問題になったのは日本支店ということだと思っておりますが、この外国銀行が特に日本の法人だけではなくて、海外の銀行の日本支店も含むのか確認したいと考えております。

加えて、客体について金融債権とありますが、これはどういうところまで入るのかというのなかなか難しい問題で、この報告書に全部記載するのはなかなか難しいと思っております。基本的に事業再生ADRだったり、他の私的整理で対象債権となるものは入った方が良いというような側面からの確認、意見になるかもしれませんが、私的整理では、金融機関の行っている金利スワップや為替スワップを含めてデリバティブの違約金や、借換え等で生じる清算金やブレイクファンディングコストと言われるものを対象債権に入れていきますので、これも入るような方向での御検討をいただきたいと思っております。

あと、実務ではグループでの事業者を対象にすることがよくあり、グループの中で、子会社が借り入れていて親会社が保証していることも多くあると思っておりますので、金融債権の中に保証債権も含むものだと思っておりますが、それも確認したいですし、それを含めてもらいたいという要望を申し上げます。

それから、これはなかなか難しいのかもしれないですが、実務上あるのは、グループのところで、日本の事業会社が海外に支店を持っていて、あるいは海外に法人を持っていて、邦銀の海外の支店、あるいは邦銀の海外の子会社が、海外の事業会社の子会社や支店に貸す、そして、それを親会社が保証することもよくあるパターンですので、これについても対象になるような方向で御検討いただければと考えております。これが対象債権についてのところです。

もう一つは、19ページからの決議の対象のところですが、決議に際しては、権利変更に関する内容に加えて、賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画を提示することになっており、この権利変更に関しない部分の早期事業再生計画というものが、決議によってどういう意味合いを持つのかという点です。

この中には、将来の事業計画の予測等が入っていて、何らかの拘束になじまないものもあるわけですが、例えば、まだ明確にはなっておりませんが、経営者責任の規定や株主責任の規定など、対象債権者が同意をする際の判断の前提となっている事項もあるかとも思ひまして、これについては事業者側に遵守すべき義務というか拘束が、ある程度あっても良いとも思ひまして、その辺りがどのようなのかというのを教えていただければと思います。

私からは以上です。

○神田委員長 ありがとうございます。

○中西課長 ありがとうございます。対象債権について色々と御意見を頂戴しておりますが、現段階で明確に何かお答えできるものが決まっているものではなく、外国銀行の支店の有無の話も含めて、一旦御意見としていただきまして、今後、省令等も含めて明らかにできるようにしていきたいと思っております。

現状で明確にできるところは、16ページに7点書かせていただいておりますが、デリバティブの扱い等も含めて、細かい議論もたくさんあると思いますが、実務の観点からどこまで入れる必要があるのかという話と、どこまでを法令上、入れ得るのかという許容性の観点の両方がありますので、まずは必要性の観点について教えていただきたいと思ひます。一方で、今回は法令上、外縁を定めなければいけないことと、金融機関等の主体については、プロ債権者ということにまず着目し、その上で事業再生の実態等を踏まえながら絞り込んでいるということもありますので、その辺りについての説明ができるところを見極めながら、法律または省令で入れ得るものがあるかどうか検証していきたいと思ひます。特に、外国法人の支店については重要な論点ですので、明らかにしていきたいと思ひます。

また、19ページの御指摘の対象債権者集会ですが、早期事業再生計画には色々な要素が入ってくると思ひますが、経営者責任や株主責任はとても大事だと思ひしておりますので、既に16ページに「事業再生ADR等における規定も参考に、今後、具体的な検討を進めていく」と特出ししています。

事業再生ADRでは、施行規則の中で、事業再生計画案が、株主の権利の全部又は一部の消滅について定められていることや、役員退任について定められています。この辺りを参考に、早期事業再生計画の中かどうかは別として、株主責任、経営責任については、小林先生がおっしゃったように、

金融債権のカットのある種的前提ということになり得ますので、必要な事項について法令等で定めていくということで対応できるようにしたいと思います。

○小林委員　ありがとうございます。念のために申し上げますと、経営責任や株主責任の規定が早期事業計画の中で置かれるかという問題と、それについての事業者に対する拘束力の問題があると思っております。どちらかというとは、拘束力があるのかないのかという点がどうなのかという点もコメントしたということです。

○神田委員長　どうもありがとうございました。それでは、お隣の杉本先生、どうぞ。

○杉本委員　ありがとうございます。私からは、一時停止に関して2点コメントを述べさせていただきます。

まず1つは、13ページの③の本制度の位置付けの部分の下から5行目から6行目等にかけてですが、一応、私的整理、準則型私的整理、既存の制度については、手続開始時の一時停止については全員の同意が必要である。

一方で、本制度は、反対債権者の対象債権の権利変更を認め得る手続であり、裁判所による一時停止の命令を措置することが適切であるというような対比がされているのですが、制度としては本制度も、まずは任意の一時停止の要請があつて、それでもカバーできないものに関しては個別に裁判所による一時停止を出してもらうというような制度になっているかと思っておりますので、このような対比ですと、今回の制度では裁判所による一時停止の命令が最初から発動されるというように読めなくもいかないかと思っておりますので、その辺り一言足す形にする方が、誤解を招かないのかなと思ったところです。これが1点目です。

2点目については、同じく一時停止のところなのですが、17ページ目の②の担保付債権の扱いのところ、2段落目に、「一方で、一時停止の要請及び命令の対象には保全部分も含めるなどの観点で、手続自体には取り込むこととする」という一文がありますが、今回、本制度における一時停止が2種類あり、最初の任意の一時停止の要請の部分と、後から対応する裁判所による一時停止が同じ名前なので、この一時停止の対象に、手続自体に取り込まれてしまう一時停止というのは、どの段階の一時停止なのか。

次の一時停止の18ページには、②のところ、任意の要請だけでは、担保権実行を妨げることができないので、その場合には裁判所による一時停止が必要な場合があるというような書き方をされているので、最初の17ページの一時停止によって手続に担保権が拘束されるという部分の一時停止がどれを指しているのかというのは、もう少し詳しく書いた方が、より正しく理解されるのではないかと思います。

いました。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

○中西課長 ありがとうございます。13ページの御指摘については、御指摘のとおりだと思いますので、少し表現を工夫して御相談させていただきたいと思います。

17ページもちょっと工夫を考えたいと思いますが、こちらの一時停止の要請ないしは一時停止の命令、いずれにしても担保権を持っている方々に対しても本制度の手続が終了するまでの間に債権の回収等をしないことを要請または命令するということですので、いずれにしても、ある種、この制度に取り込んでいくということだと思いますが、タイミングの表記の仕方が難しいので、また御相談させていただきます。

○杉本委員 ありがとうございます。最初の取り込まれるということと、取り込んだけれども、実行が妨げられるものではない場合があるというところが、少し矛盾がある可能性があるのですが、その部分の表現をまた御相談させていただければと思います。

○神田委員長 どうもありがとうございました。御指摘いただいたとおり、表現ぶりの課題はあると思います。ありがとうございます。

それでは、他の委員の皆様方がでしょうか。南先生お願いします。

○南委員 取りまとめ、大変お疲れさまです。確認とコメントと意見を簡単に申し上げます。

まず確認は、対象債権のところに証券会社を入れていないのは、貸金業者で読み込むという趣旨なのか、それとも何らか他の理由があるのかを後で確認させてください。これが1つ目です。

2つ目は、議決権の考え方で、私の意見を併記していただきまして、ご配慮、大変ありがとうございます。最後の結論のところ、他方で、こうした措置を設けた場合、複雑となり、迅速性を損なう可能性があるから勘弁してよという内容になっているのですが、なぜ迅速性を損なうのかが理解できないので、そこについて、なぜそう思うのか。端的に言うと、リスケジュールのときでも非保全債権額を確定しなければいけないという点において、かえって複雑になるのではないのでしょうかと申し上げているところですが、その点、別の理由であればともかく、迅速性を損なうからという理由が果たして本当に適切なのか、御検討いただければと思っています。

それと、これも何度か申し上げていますが、権利の変更には大きく言うと2つ種類があって、いわゆる猶予と言われるリスケジュールと、カットと言われる減免の2つがあるということは、この取りまとめの中で場面場面によって出てくるのですが、どこかで明記した方が分かりやすいかと思います。

そもそもこの議論の出発点や経緯等を振り返ると、カット、減免を中心として制度設計がされてきて、議論もそちらに集中してきていたように思われ、途中でリスケジュールも権利変更に含まれることを前提に、幅広の検討をしていただいたという記憶なのですが、そういう点で、今後パブコメに付すにしても、権利変更には減免のみならず、普通のリスケジュール、猶予も当然に含むものであるというところは、どこかで明記していただいた方が分かりやすいかと思っている次第です。

それと、頭数要件を一部、付することになった点について、大きな異論はありませんが、もともと全銀協さんを含めました銀行関係者の方々から頭数を入れるようにという御意見の理由となっていたところ、これは竹尾さんにも確認したいところですが、特にメイン銀行が多額の債権を持っていて、その多額の債権によって、強引に多数決制度を利用して可決に持ってってしまうような濫用的な事例を防ぎたいから、そのようなケースに該当しそうな場合に、頭数も付すべきではないかという意見だったと記憶しております。

メインバンクは、竹尾さんが一番御存じのとおり、そもそも担保権をほかの債権者よりも比較的多く有していることが多いと思われ、債権額ベースでいうと完全に4分の3を超えているものの、非担保債権ベースで比較すると、4分の3には及ばないケースもある。4分の3に及ぶ無担保債権を持っているケースも、もちろんあるがそんなにないというのが私の肌感覚なのですが、そうだとすると、議決権を非担保債権に限った場合は、結局、頭数要件で濫用を防ぐという話をしても、そんなに適用の事例はないのではないかと思っているのですが、この辺はどうだろうかと思っています。

最後は意見ですが、権利変更がリスケジュールのみの場合は、担保権付債権であろうがなかろうが、担保権を害しているわけでもなく、ただ単に債権のリスケジュールをお願いしているだけであり、利益状況は変わらないのだから、債権額で普通に議決してしまえばいいのではないかと思います。そうであれば、全銀協さんの御懸念の濫用も債権額ベースで判断できるのだから、結構濫用の防止になるのではないかと思います。

もちろん権利の減免に至る場合には、担保権を害するわけにいかないので、無担保部分のみの議決権で、例えば、権利変更のリスケジュールが4分の3であれば、加重して5分の4とかにした上で、無担保債権者だけの議決部分をカバーするような制度にすれば、担保付部分も必ずリスケジュールを伴うのだから、減免を伴う場合も担保付部分は多数決でできるようになるのではないかと思います。この段になって取りまとめが変わると思いますが、一応そのような懸念を有しているということだけはテイクノートしていただければと思います。

ちなみに、御紹介いただいている海外の諸制度、イギリス、フランス、ドイツは、全て担保付債権

を取り込む手続になっていますので、今回作ろうとする制度は極めてイレギュラーだということもご認識いただいて進められたらと思います。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。中西課長、何かありますか。

○中西課長 1点目の証券会社についての御質問ですが、プレーヤーとしてはここに出てきていませんが、貸金業者は入っておりますので、貸金業の登録を行っている者については対象になり得ることだと存じます。その上で、債権の譲受けの人をどうするのかについては、今後、省令などで定めてまいりますので、また先生の御指導をいただければと思います。

担保付債権については色々と御意見を伺いましたので、引き続き御相談させていただきますが、我々の整理としてこういう整理をさせていただきました。理由付けの部分について、先生から御指摘がありましたので、また御相談させていただければと存じます。ありがとうございます。

○神田委員長 ありがとうございます。全銀協の竹尾さんから、もし御発言あればお願いします。

○竹尾オブザーバー では、まず質問の前に、全体の進め方で1点だけコメントで、議決の可決要件を含めまして、銀行界の要望に対して丁寧に御対応いただきまして本当にありがとうございます。

進め方についてですが、1点だけ、制度が円滑に運用されていくに当たっては、この報告書（案）でまとめられている法令レベルの規定だけではなくて、より詳細な制度設計の策定や、実務面の整理も重要になると考えております。今後、こうした検討を行う場合には、また引き続き全銀協とも連携、協議の機会を頂戴できればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

先ほど南先生から頂戴した話なのですが、全銀協としては2つあると思っており、1つは直接御質問いただいた非保全というところですが、これについては決議要件が非保全ベース——議決権のところですね——ということと、1人の債権者が4分の3を占めているかどうかというところの判断も非保全ベースですので、ここの部分は1人の債権者が不当に多数決を採ってしまわないかなというところの懸念については、そこでクリアされていると整理しておりますというのがお答えです。

あとは、実質的に同じ議決権を持っているのですが、子会社間とか、そのようなところがあるかないかというところについては、確かに懸念の残るところではあるのですが、そこは今後より詳細な議論をしていく中で、規定される話かと思っておりますので、そこについては引き続き協議できればと思っております。

私からは以上です。

○神田委員長 ありがとうございました。南先生、よろしゅうございますでしょうか。

○南委員 はい、もちろんです。

○神田委員長 それでは、オブザーバーの日弁連の高井先生、どうぞお願いいたします。

○高井オブザーバー 日弁連の高井章光でございます。今までオブザーバーとして発言を申し上げたことにつきまして、御配慮いただきましてありがとうございます。

金融債権につきまして、小林委員の御質問と同じでして、特にデリバティブから派生する金融債権につきましては高額になる場合がありますので、こういったものにつきましては対象になるのかどうかという確認をさせていただこうと思ったところですが、先ほどの御質問と重なるところです。

それから、一時停止につきまして、杉本先生からも御質問がありました。それとかなり関わる部分ですが、一時停止の一番最初の一時停止につきまして、反対するという債権者がいた場合は、その一時停止の効果は、多分、全員同意は生じない。生じないのですが、そうすると、そこで裁判所による2段目の一時停止命令、強制執行や担保権実行の中止を命ずることができるような規定によるのか、それとも裁判所によるもう少し軽い一時停止命令みたいなものがあるのか、2段構えの内容が、その辺どうなのか御質問させていただきたいというところでした。もしかしたら、杉本先生の御質問と重なる部分もあるかもしれません。

それから、今回、認可要件が明確になり、清算価値保障等についても規定されております。この認可要件を確認する前提として、この手続の内容について、もしかしたら御説明があるのかもしれないのですが、確認で、事業再生ADR等については、色々な規定、例えば、財産評定手続や計画案の数値基準等が決められて、それに向かって手続が進行していくという形になっておりますが、そういった清算価値保障の確認をするために必要な内容の手続というか、財産評定手続やそういった数値基準のようなものが予定されている、前提であるのかどうか、もしくはそこについては事業再生ADRレベルということで、これから設定されるという前提で考えていたらよいのか。その点に関わりますが、23ページ目の事業再生ADRから本制度への移行に関する考え方の点においては、事業再生ADRにおける資産評価等を対象とする、利用すると、ここは明確に書いてあるのですが、では、移行しない場合ではどういった内容が予定されているのかといったところが、これから決めるのか、それとももう予定されているのか、その辺りを教えていただければと思っております。

以上です。

○神田委員長 ありがとうございます。

○中西課長 ありがとうございます。デリバティブについては、小林先生からの御指摘もありましたが、我々もこれから検討してまいりたいと思いますので、この段階では、まず御意見を承ったとい

うことで御理解をいただければと思います。

2つ目の裁判所による軽い一時停止命令のようなものというのは、今までの議論の中では出てきていないかと思っておりますので、どういう御趣旨なのか改めて教えていただければと思います。私どもも、まずは指定法人で一時停止の要請をし、それについてだけでは不十分な方に対しては、裁判所から担保権の実行と強制執行について中止命令をすることで、個別回収をしないようにして、手続の間、手続が公平、公正に進むようにするということが、今までの議論の総意だったかと思っておりますので、もしこの段階で、裁判所の軽い一時停止命令というものについてイメージがありましたら、御開陳をいただければと思います。

認可要件については、裁判所の認可要件の中に清算価値保障や履行可能性が入っています。その前提として、指定法人の中で履行可能性の確保や、清算価値保障についての必要な手続や実態としてどういうプロセスを確保するのかについて、法律以下の部分で定めていくということだと思いますので、それを前提に、裁判所の方々が白地ではなくて、指定法人の権利変更に関する内容や、早期事業再生計画の適切性についての決議前の調査をベースに、裁判所の方々に認可をしていただく準備を進められるよう手続の規定は整備していきたいと存じます。

お答えになっていますでしょうか。その上で、2点目の一時停止のところは言葉を補っていただけると幸いです。

○高井オブザーバー　では、2点目のところ。多数決ですので、手続拘束性がある手続になるのであろうと思います。そうすると、最初からこの手続に反対しますという方をどう取り扱うかという点です。その点が裁判所の一時停止命令によって拘束力があるのだらうと最初思っていたのですが、そうではなくて、従来型の一時的停止、全員同意を取っていくところから始まっておりまして、その手続については異論がないところなのですが、最初、入り口の段階で全員同意が取れない場合においても、この手続は進まないというわけにはいかない話なものですから、拘束力がある話に持っていくわけですが、全員同意の一時的停止を債務者側が行って依頼しても、いや、私は反対だよと、そんな粉飾まみれの会社の私的整理など付き合えないよとかといった債権者が出た場合に、今度そこで裁判所が出てきて一時停止命令を出すというイメージなのか、そういった場合どういった手続が進む内容を前提としているかという質問になります。

○中西課長　多分、具体的な進め方について、もう少し条文レベルの議論をしながら、先生の御指摘をお返しできるように整理していく必要があるかと思いますが、一時停止の要請があつて、それでは十分でない場合に一時停止命令ということで、一時停止命令をするときに、どのような規定を設け

ることで裁判所において実質的な一時停止命令をできるようにするのか、そのための必要な情報提供が裁判所になされるなど、必要な手続規定を設けておかないと、裁判所も最初から事案を見ていたわけではありませんので、その辺りについての御指摘だということであれば理解できますので、今後具体的な検討を下位法令で進めていきたいと思っております。

○高井オブザーバー 1点だけ追加でご質問させてください。杉本先生の御質問がそこに関わってくると思っておりますが、先ほどのご質問とは逆に、任意の一時停止に債権者全員が了解しているという場合に、裁判所の強制執行の停止が必要になる場合はあるのでしょうか、確かそういった趣旨にて杉本先生のお話があったので、それと同じ問題なのかなと思っております。

すなわち、最初の段階で反対している方がいて、その場合に裁判所が次に出てくるのかと思っております。そうすると、強制執行の停止という形でよいのか、それとも一般的な現状維持の一時停止、弁済禁止の一時停止みたいなことを想定しているものなのか、個別の強制執行の停止の一時停止というものとの点はイコールなのかといった御質問でございまして、そこは本日ではなくても結構ですが、そういう疑問を持っているところです。

○神田委員長 どうもありがとうございました。御指摘いただいた点は、細かく詰めないと最後は動かないと私も思います。そもそも多数決で決めることは何なのか。先ほどから御指摘のあった計画そのものは前提に過ぎないと言ったら変な言い方ですが、決めるのは減免か猶予か両方含むとして、形式的にはそれだけなので。ただし、それは計画に基づいたものとして決めるので、その計画自体に拘束力があるかというのは、制度のつくり方次第で解釈問題になるでしょうし、動かしていく上ではそこをはっきりさせないといけないと思っておりますので、そういったことを現時点でどこまで報告書に書けるかという問題も一方ではありますが、実際には極めて重要な点かと思っております。

ちょっと先へ進ませていただきます。そのような点に関連してのことかと思っておりますが、実務家協会の富永先生、お願いいたします。

○富永オブザーバー 事業再生実務家協会の富永です。

事業再生実務家協会にオブザーバーとして御発言の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。また今回、報告書（案）をお取りまとめいただきまして、本当にありがとうございます。さらに本日、事務局の御説明及び委員の先生方の御意見等を伺いまして、大変勉強になりました。事業再生実務家協会として、報告書（案）に対して御意見等を述べさせていただければと存じます。

最初に、事業再生実務家協会としては、早期事業再生及び私的整理の多数決を実現する本制度は、現在の経済状況に鑑みますと、早期の施行が期待されていると考えておりまして、ぜひとも早期に法

案を成立していただいて、早期に施行していただくことを強く希望しております。

各論ですが、最初に13ページの既存の制度との関係を踏まえた本制度の位置付けについての部分です。ここにありますように、事業再生ADRの対象債権の範囲と本制度の対象債権の範囲が必ずしも一致すると限らないことから、本制度は事業再生ADR等の既存の準則型私的整理手続と並置させることが適当であるということは、理論的にそのとおりで思っています。

ただし、14ページにも追記いただきましたところですが、本来、金融機関等の有する金融債権について権利変更する場合は、金融機関の理解を得て、同意に基づく権利の変更をすることが望ましい在り方でありまして、反対債権者に対して権利の変更を強制する制度の利用は、できるだけ謙抑的であることが望ましいと思っております。

それから、注18に既存の準則型私的整理の成立が困難だった事案に限り、本制度が利用できる形式が望ましいという意見もあったことも踏まえまして、事業者としても、金融機関等の同意を得て事業再生を図るように努めるべきことを、報告書でも何らかの形で明記いただければ大変ありがたいと思っております。

次に、各論の15ページで、対象となる事業者の部分です。倒産前の早期かつ迅速な事業再生を促進する観点から、民事再生法上の経済的に窮境にある状態の前段階として、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者とすることについては賛成です。

ただし、最後の23ページの税務上の取扱いにも関連いたしますが、対象債務者を民事再生法上の経済的窮境にある状態の前段階として、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者とした場合、少し開始時期が前倒しになりますので、法人税基本通達9-4-2、債権者における債権放棄等の損金算入の業績不振の子会社等の倒産を防止するためやむを得ず行われるもの、あるいは法人税法施行令24条の2、1項、債務者における資産評価損の損金算入の再生計画認可の決定が通ったことに準ずる事実との関係で問題が生じないかどうか、税務当局と十分に御調整をいただければと思っております。

また、この点につきまして、対象債務者について経済的に窮境に陥るおそれのある事業者とした場合にも、法人税基本通達あるいは法人税法施行令に合致することが明確になった場合には、本制度は事業再生ADR等の既存の準則型私的整理手続と並置させることが適当であるという観点からも、事業再生ADRの現在の債務者要件である過剰債務を主因として経営困難な状態に陥っており、自力による再生が困難であることという条項についても、過剰債務を主因として経済的に窮境に陥るおそれがある事業者等に改正することも御検討いただければと思っております。

続きまして、16ページの先ほどから御議論いただいております対象となる債権の範囲です。既に小

林先生、高井先生からも御指摘のありましたデリバティブ取引ですが、これについても金融債権に含まれるかどうか若干議論があるかと思っております。また、コミットメントラインの解約手数料等も金融債権に含まれるかどうか議論があるかと思っておりますが、これらにつきましてはADRでも既に対象債権としておりますので、ぜひとも金融債権に含まれるという方向で御整理をいただければと思っております。

次に、もう既にお話しいただいておりますが、貸金業者については、ぜひとも対象債権者にお含めいただきたいと思っております。万一、貸金業者を金融機関等を含めない場合、債務者が金融機関と貸金業者の双方から借入れをしている場合、例えば、銀行と銀行の系列バンクの双方からシンジケートローンやプロジェクトファイナンスで融資を受けている場合、同種取引であるのに、貸金業者の債権が対象にならないということになりますと、大変不都合ですので、ぜひとも貸金業者は明確に入れていただければと思っております。

それから、これも既に南先生からご質問があり、中西課長から御説明がありましたが、証券会社もぜひ明示の形で対象債権者に入れていただければと思っております。確かに貸金業登録している証券会社ということで、多くはカバーできるかと思っておりますが、先ほどのデリバティブ取引などは証券会社が、債権者として出てまいりますので、ぜひ証券会社も正面からお含めいただければと思っております。

それから、少し細かい点でございますが、17ページのところ、先ほども御説明もありました金融機関に該当しない事業者のオーナーによる融資等の点です。金融機関等に該当しない事業者のオーナーによる融資等の金融機関等以外による融資にも対象を拡大することは、本制度の正当性の観点から問題があると考えられるという点については、理論的に全くそのとおりと思っております。

ただ、責任あるオーナーが事業者に対して貸付債権を有する場合において、金融機関等の有する金融債権のみが債権カットの対象となるとすれば、金融機関等の理解を得ることは難しいことから、責任あるオーナーの貸付債権についても、本制度の外において、金融債権と同様の、場合によってはそれ以上の債権カットを求めることが可能である、あるいは望ましいということを何らかの形で報告書に盛り込んでいただければと思っております。

続きまして、非常に細かいですが、19ページの注23です。こちらに早期事業再生計画の具体的内容の例示を記載していただいております。既に中西課長からも御説明がありましたが、今の例示に加えまして、債権放棄を伴う早期事業再生計画の場合には、事業再生ADRと同様に、株主責任及び役員責任に関する内容も重要ですので、例示に入れていただければと思っております。

さらに、注24の指定法人の調査事項につきましても、ここで例示をいただいておりますが、今般、決議事項が遂行される見込みがないことが明らかであるときに不認可要件とされており、重要な点であり、指定法人の調査が裁判所の認可に与える影響も大きいと考えられますので、「決議事項が遂行される見込みがないことが明らかであるとき」に該当しないことも、この例示に明記いただければと、非常に細かい点ですが、考えております。

それから、20ページの決議の可決要件に関してです。これも先ほどから御議論いただいているところですが、まず、決議の可決要件について、対象債権者集会の決議において、対象債権者全員の同意が得られた場合には、裁判所の認可を要さずに対象債権の権利変更が直ちに効力を有する点について全く異論ございません。

ただし、先ほどから御議論いただいている、対象債権の権利変更が直ちに効力を有するようになった場合、決議の対象とならないが、賛否に資する内容としての早期事業計画、これの効力がやはり問題になるかと思っております。対象債権者について、対象債権の権利変更が直ちに効力を有することになった場合、債務者である事業者についても、事業者は早期再生計画を誠実に遂行するものとするというような、少なくとも訓示的規定を定めていただくことが適正であり、公正であると考えております。

権利変更に関する内容以外の部分の遂行義務をどのように認めるかは、先ほど神田先生からも御指摘があったように、大変難しい問題と考えております。ただし、賛否に資する内容としてという位置付けではありますが、債権者も早期事業再生計画の内容を前提に、または、参考に権利変更に関する内容に賛否を決めますので、債務者に対して少なくとも訓示的な意味での遂行義務は定めておいていただいた方がよろしいかと思っております。この点は、全員同意の場合も、多数決により認可決定が確定した場合も同様と考えております。

あと、決議の可決要件の頭数要件につきましては、記載いただいた限定的な頭数要件を採用することについては、特に異論はございません。

最後に21ページ、裁判所の審査対象、認可要件のところですが、不認可要件に決議事項が遂行される見込みがないことが明らかであることが入ることにつきましては、迅速性確保の観点から若干負担となりますが、債権者保護の観点から理解できると思います。

ただ、裁判所の認可について、指定法人が調査していることを踏まえと記載していただいているのですが、踏まえとしますと、裁判所が認可の判断の決定に指定法人の調査の結果を必ず考慮する必要があるかどうかといった点に、疑義が生ずる可能性があります。また、裁判所の判断について、指定

法人が早期事業再生計画の遂行可能性を含めて調査していることを考慮しないと、到底、迅速な判断が困難になると想定されます。そこで、産業競争力強化法55条の社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例を参考にさせていただいて、調査されていることを考慮した上でとして、裁判所は必ず考慮する必要があることを明記していただければと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、山本先生、どうぞお願いします。

○山本委員 私からは1点だけです。

総論のところですが、12ページの「②新たな制度の正当化根拠」というところです。正当化の根拠ということになっているのですが、私の意見としては、合憲性というか、憲法適合性という文言も入れた方が良いのではないかとということです。表題のところ注記されていて、その注では宍戸教授の提出資料を詳細については参照ということになっていますが、言うまでもなく、宍戸先生の提出資料は、この制度の憲法適合性についての御意見であったと承知しております。そういう意味で、(ア)、(イ)、(ウ)と書かれているところも、合憲性について支える根拠であったかと思っているところでもあります。

この議論、この20年間ずっとされている議論の中で、やはり憲法適合性の問題というのは、ずっと議論の1つの頂点としてされてきたところであり、私は今回の検討会の1つの大きな成果としては、やはりそこに疑義がないということを確認して議論が進められたところにあるかと思えます。そこに1つの大きな成果があったと考えておりますから、その部分を明記することが望ましいのではないかと考えているということです。

私からは以上です。

○神田委員長 ありがとうございます。それでは、若干前後するかもしれませんが、藤原先生、杉本先生、小林先生に御発言いただいて、三木先生という順番でお願いします。藤原先生、どうぞ。

○藤原委員 高井先生からお話があった一時停止のところは、ADRを含めた実務で行われている一時停止の内容と、裁判所の命令の内容に齟齬が生じるという問題と理解しています。では、その差をどうやって埋めていくかということだと思います。想定している裁判所の一時停止命令の内容は、強制執行停止や担保権実行中止命令ですが、現状、実務で一時停止で求めている内容は、それより広い範囲になっています。現状の案だと、一時停止の効果が十分発揮されないのではないかと問題意識があり、そこは今後の要検討課題と考えます。

それから、私的整理というのは、皆さんが同意して手続に参加し、スタートしている訳ですが、今

回は、スタートラインで手続に同意して参加するという仕組みではなく、最終的には債権者集会の多数決で、強制するという仕組みになっています。長年これまでの私的整理をやっている立場からすると、一時停止に反対した債権者はこの手続の中で具体的にどうなるのか、どのように取り扱うことになるのか、ちょっとイメージしにくいところがあります。それは制度上や設計の問題ではなくて、我々のイメージがこれまでの私的整理の枠組みから離れていないので、ぴんどこないところがあるからかもしれません。民事再生等の場合には、最初に同意して手続に参加するのではなく、強制的に取り込まれるという形なので問題ないのですが、これまでの私的整理の枠組みから少し離れて考えないと、分かりにくくなっているよう思いました。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。では、どうぞ、杉本先生。

○杉本委員　　ありがとうございます。私も先ほど高井先生にいただいた質問に重ねて、少し整理をしてみたいと思うのですが、私も同じように、ずっと裁判所による一時停止命令、軽いと先ほど高井先生はおっしゃいましたが、包括的な一時停止命令というイメージかと思うのですが、それがいいことについて少し気になっていたところです。

事務局としましては、まず一時停止の要請をして、任意の一時停止に全員が同意したときには一時停止の効果が生じる。でも、それには法的拘束力はないので、同意はしたけれども、強制執行や担保権実行を図る者がいるかもしれない。なので、その場合には、裁判所から個別に中止命令のような一時停止命令が出せるような制度にするべきではないかという御趣旨だったと思うのです。

それは、おそらく任意の一時停止に全員同意していることが前提だったかと思いますが、高井先生が御指摘くださったように、反対する債権者がいた場合は全員同意がないので、任意の一時停止の効果がそこで生じないことになってしまう。そうすると、結局、一時停止の効果がなくて、強制執行や担保権実行に、裁判所による一時停止命令で個別に対処していくのは、なかなか難しい場合があるのではないかと、その場合に、法的倒産手続の手続開始決定の効果のような原則的、個別的な権利行使の禁止というものの効果をどこかで生じさせないと、この手続自体が進んでいかなくなるのではないかと御趣旨の質問だったかと思います。

ですので、反対する債権者がいた場合に、今、藤原先生も御指摘くださいましたように、反対する債権者を強制的に手続に取り込むという意味での、最初の段階での裁判所による軽いといいますか、包括的といいますか、一時停止の効果をどこかに入れないといけないのではないかとということかと思ひまして、私もそのように思ひます。

では、その場合に、裁判所による包括的な一時停止命令が出せる場合とはどういう場合なのかとい

うことも、そのようなときには併せて検討する必要があるのではないか、あるいは検討しなくてもいいのか、そこをもう少し考える必要があるのかなと思っているところです。

以上です。

○神田委員長　ありがとうございました。重要な整理をしていただいて、ありがとうございます。今書いている文章は、軽い一時停止というのは考えていないので、もしそういうことを考えるのであれば、考えるという意味は、制度化しないまでも実務のフローの中に入れていくという、制度化はあくまで一時停止、個別のものであるものの、軽いものと個別のものがあるみたいなことで運用していくのかとかという問題がありえますが、変えていくとしたら、やはり書き加える必要がおそらくあります。あるいは、書き加えなくても、今おっしゃったような整理で物事を整理して、ガイドラインのようなもので動かしていくことも可能なかもしれませんが、裁判所がする一時停止という概念があって、当事者が合意する一時停止という概念だけで走れるのかもしれませんが。ありがとうございます。それでは、小林先生。

○小林委員　私は、主に2つ申し上げたいと思います。

1つは一時停止についての理解の話なのですが、私は、先ほど藤原委員がおっしゃったような感覚でして、指定法人が要請する一時停止要請、これは対象債権者全員が同意するかどうか分からないし、そもそも全員同意をするという概念を用いなければいけないかどうか分からないのですが、そういう要請をする。ただし、これについて努力義務的な規定を置くのかもしれませんが、法的にそれに反するような行為を止める効力はないということだけの問題で、指定法人の一時停止要請は債権者の同意がなくてもすることができるものと私は思っています。それにもし反して強制執行や、そういうことをした場合には、裁判所の一時停止命令や執行停止等の制度を使えば良いのではないかと思います。

だから、最初の一時停止の要請について同意しない人についても、それは手続に参加していないのかもしれませんが、権利変更の影響を受けるわけなので、そういう意味で、この手続の拘束力を受けるといように整理すれば良いのではないかと思います。

ただし、今の実務で難しいのは、裁判所の強制執行停止の中には相殺禁止は入っていないので、一時停止要請の中には、相殺禁止、残高維持が多分入るのではないかと思います。それを相殺してしまった債権者がいた場合にどうするかということです。裁判所の執行停止があるから強制執行はできないと思うのですが、相殺はできてしまうわけですね。それはどうするのかという問題は引き続き残るのですが、私は、それは計画案の中での調整でやるのではないかと思います。だから、

一時停止はそのように考えているというのが1つ目のコメントです。

2つ目ですが、実務家協会からお話があったところについて、1点目は事業再生ADRを前置しないものの、金融機関の全員一致を目指すべきだということは、それを具現化した形で、制度設計のときには事業者にある程度、訓示規定的な義務付けをするという御指摘があったかと思いますが、それは賛成です。

それから、決議がされた場合に、早期事業計画の拘束力というのはなかなか難しい問題ですが、実務家協会のおっしゃっていた訓示規定的にでも遂行義務的なものを記載したらどうだという御指摘、御提案があったと思うのですが、これも賛成です。

それから、裁判所の認可する際に、指定法人の調査報告を考慮することを明記した方が良いということについては、これは報告書レベルの問題というよりは、法律をつくる段階の問題だとは思いますが、それについても、そういう規定を置くことについては賛成ということコメントさせていただきます。

○神田委員長 どうもありがとうございました。一時停止とか、先生がおっしゃるような理解で今の報告書の文章は書いてあります。それから、ここの場の御指摘だったか、事前の事務局と先生方とのやり取りの中での御指摘か、ちょっと私も記憶がはっきりなくて申し訳ないのですが、相殺みたいな話は、担保権でも結局、私的実行なら一瞬で終わるので、そういう問題はありますよね。何かそういう御指摘をたしか前にいただいていたと思うので、相殺のように性質は担保的合意なものとは法定担保権の形のものがあります。

○小林委員 前回も話があったと思うのですが、法改正が今なされつつあると思うのですが、その前にも前倒しで、動産とか債権の担保実行についてのも一種、禁止命令的なものが置ければ良いですが、それは本体を待てということであれば、待つしかないのかなという気もします。

○神田委員長 今回、報告書にどこまで書けるかということはあるかと思いますが、いただいた御指摘はできるだけインプライできるような文章が書ければということではないかと思いますが。どうもありがとうございました。それでは、三木先生、お願いします。

○三木委員 22ページの(7)指定法人に関する記載ですが、これまで何回か重ねてきたこの委員会の中で、新しい制度にとっては指定法人の役割が特に重要であるということは、私も含めて多くの委員から繰り返し強調されてきました。

それから、本日の認可要件に関する議論においても、指定法人の事前審査があるので、裁判所認可に当たっては、具体的な文言はまだ決まっていますが、指定法人の判断を考慮するという趣旨の文

言を入れるべきだという御意見もありました。

そういうことで、指定法人が現在の事業再生ADRで果たしている役割もちろん重要ですが、それにも増して、本制度では特に重要であるということについては、全委員の共通認識があるかと思えます。しかし、現在の資料における表現だと、そのことが必ずしも可視的な形で表れてはいないように思います。特に、最後の「なお、指定法人の指定に関しては、新しい機関を創設するのではなく、既存の制度・枠組みの活用も考えられる」というところですが、このこと自体については私は異論はありませんが、パブリックコメントに付す場合には、これだけでは、やや誤解を招く恐れがあるのではないかと。すなわち、これを読む一般の方々には、現在の我々の共通認識を必ずしも共有しているわけではないので、これだけ読むと、結局、既存の指定法人としての役割を担っている機関をそのままただ横滑りさせるのだなというように読まれてしまう可能性があります。実際には、既存の制度を担っておられる機関の方でも、内部において、この新しい制度に向けていろいろと機能の向上とか仕組みなどを変更する余地がないかということ既に御検討に入られているということは、聞き及んでおりますが、そのことは一部が知っているだけであって、この文章から読み取れるわけではない。

したがって、文章の書き方はいろいろあると思いますが、例えば、「既存の制度・枠組みの活用も考えられる」という文章の注として、ただし、既存の制度を使うとしても、既存の制度について今回の新しい法制度に合わせて、機関の構成とか活動の内容についての再検討を求めることは当然あり得るということ、パブリックコメントに向けて、一般の方々や外部の方々との関係で、この辺のところ分かるようにしておくことが必要ではないかと思えます。

それから、2点目として、その前の段落で、指定に当たっては、手続の監督等に関する云々という文章があって、これも別にこの文章自体に異論はありませんが、もう少し新しい指定法人の機能や役割に照らして、先ほど述べたようなことが、ちゃんと表れているのかどうかを、同じことの繰り返しになりますが、パブコメの際に意見を述べる人が読んでよく分かるように書くことを御検討いただきたい。

それから3点目は、これは、あるいは今回の報告書に書くことではなく、また法制的な点で考えると、法律ではなくて下位法令の話なのかもしれませんが、新しい制度の下での指定法人の役割については、審査機能だけではなくて、これも私がかねてより申し上げておりますが、サポート機能といえますか、計画案をつくるに際しての経営判断の要素もあるのだらうということを、具体的に明らかにしておくことが望ましいと思えます。もちろん、そうした機能や実際の活動は、現在の事業再生ADRの中でも行われているのだらうとは思いますが、今回の制度は、より早い段階で手続をスタートするわけ

ですから、より経営判断的な意味でのプロの参画が必要になってくるということで、サポート機能をちゃんと果たす責務があるのだということ、下位法令レベルかもしれませんが、可視的にしておくべきだということも、この機会に申し上げておきたいと思います。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、次にオンラインで御参加の山田先生、どうぞお願いいたします。

○山田委員 どうもありがとうございます。私からは、1点は表現ぶりについて、あと1点は質問させていただければと思います。

22ページの②の即時抗告のところ、おそらく表現ぶりだけのことだと思いますが、即時抗告の対象となるのは、裁判所の認可、これは不認可の場合も含むということだろうと思いますが、卒然と読みますと、認可の場合のみのように見えなくもない。後ろの方を読みますと、必ずしもそうではないだろうということはあると思うのですが、紛れのないように、裁判所の認可に係る裁判など、文言を工夫いただければありがたいと思います。

もう一点は、21ページの反対債権者に係る懸念というところです。今回、反対債権者を押し切って、合理的な計画なのでそれに従うようにという点で画期的なものですので、この最後の部分で、「その対処については、今後、具体的な対応について検討を進めていく」と書いておられますが、例えばこんなことがあるというようなお考えのものがありましたら、パブコメのための注などでお書きいただければありがたいと思います。もし法制が必要な何らか、売却の禁止を考えているとか、そういったことであれば、それはそれで議論の対象となるのかなと思いますので、少し情報を追加していただくとありがたいと存じます。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

○中西課長 1点だけ、先ほどの認可については、認可、不認可とするなり、認可に係る裁判とするなり、工夫したいと存じます。ありがとうございます。

○山田委員 お願いします。

○中西課長 反対債権者の債権買取請求権について、制度的な対応として、法律レベルで何か想定していることはありません。具体的な対応について検討を進めていくというのは、あくまで法律的な対応ではないところで検討を進める余地があるかと思いましたので、書いている次第でございます。

様々な実務的な運用のやり方もあるかと思いますが、それについては今後検討を深めていくという

ことで、ここはニュートラルに書かせていただきましたが、少なくとも制度的な対応をやることを意味しているものではないので、その部分についての議論は維持するべく、債権買取請求権を導入することは不要であるということを書いた上で、そういうものではない形で債権買取ということについてのある種のサポートをするなり、制度外のところでできるやり方は様々あり得ますので、それについては実務界の方々と御議論を深めながら、検討を進めていくということを含意したくて、書いた次第です。

○山田委員　なるほど。分かりました。そうでしたら、少しその種のことをお書き添えいただけますと大変ありがたいかなと思います。ありがとうございました。

○神田委員長　どうもありがとうございました。山本先生、お願いします。

○山本委員　1点だけ、念のためですが、先ほど来言われている軽い一時停止命令という概念です。基本的には、私は、先ほどの小林委員の整理というか御意見に賛成です。軽いということが意味するところについて、裁判所が一時停止を出すものの、法的効果がないということの意味しているのだとすれば、それはあり得なくはないと思いますが、司法権を行使する裁判所が、最初から法的効果がないような命令というか要請みたいなものを出すということが、法制的に果たして認められるのかどうかというのは、私はかなり疑わしいように思っています。

逆に、法的効果があるようなものだとすれば、例えば先ほどの相殺を禁止するみたいな話は、裁判所の倒産手続の保全処分でもそんなことは認められていないわけです。そのようなものをこの手続の保全で裁判所が書くというのは、軽いどころか、すごく重い話になると思いますが、私自身はそれはやはりなかなか難しいだろうと思います。先ほど御議論が出てきた担保権実行についても、中止命令ではなくて、禁止命令にするというのは、やはり倒産手続の方で今、法務省で議論している動産・債権譲渡担保について、そういう制度が入れられてはじめて、こちらでも入れられるかもしれないというレベルの話であって、こちらでまず入れるみたいなことは、私自身はやはり難しいだろうとは思っています。

以上です。

○神田委員長　ありがとうございました。それでは、高井先生、どうぞ。

○高井オブザーバー　高井です。

今の山本先生の最初の話ですが、杉本先生が御説明いただいたように、軽いというのは、担保権実行を停止する強制力を持った措置と比べて軽い、一般的な弁済禁止の保全処分みたいなという趣旨で、比較すると、と先ほど申し上げて、そういう意味では、法的拘束力はある前提でした。

18ページで、もう一度確認なのですが、②の強制執行や担保権実行の中止命令の方ですが、①の指定法人による任意の要請だけでは足りない場合にとっている、この任意は、別にあってもなくてもということなのか、そこが私の方が読み取れなかった部分がもしかしたらあるのかもしれませんが、同意が必要だということなのか、あってもなくても良いということなのか、そこがちょっと分かりにくかった問題があります。

もし、あってもなくても良い、必置ではないという趣旨であれば、必置でない一時停止があり得るという前提でこの手続が進むと。①の一時停止の要請を見ますと、指定法人は事業者から求めがあった場合なので、求めがなければ一時停止はしないという形になりますが、ちょっと全体像がまだ分からないのですが、最後、議決権行使まで進む手続で、一時停止、基準時は決めないで進むのがあるのかどうか、私も今イメージが湧かなかったので、一時停止はされるのかなと思っていました。それが、一番最初に全銀協の方のヒアリングのときにて、全員同意でやるというイメージですという話があり、その前提で「任意」という意味として取っておりましたので、全員同意ができなければ、それに反するものについて、そうすると反対者はどうなのかということが先ほどの疑問点だったのですが、逆に一時停止が必置でないということだと、多分よくあるのは、金融機関から、一時停止ちゃんと入れてくれと要請があった場合にどうするのか、事業者からだけなので、そういう形で規定するというのが、本手続の中で全体的にこのような一時停止が軽いもので良いのかどうかというような疑問を今持っているというところです。

以上です。

○中西課長　すみません、まだ正確に御懸念事項が理解できていないのですが、ここで書いた趣旨は、事業者が指定法人に対して一時停止の要請をすると。指定法人は、事業者から求めがあった場合は一時停止をします。それを前置するわけではないのですが、それでは強制執行や担保権実行を妨げることができない状況の中で、裁判所が一時停止の要請にかかわらず命令をすることができるという規定を設けるということで、そういう意味では、一番最初のフロー図では一時停止の要請または裁判所の一時停止の命令と書いてあるように、こちらは一応orの関係です。

ただし、当然これを前提として、全員の方の同意を目指しつつも、全員の方が同意しない可能性があります。お声がけした方々が集まってやるものではないですので、そういう意味では、一時停止の要請と一時停止命令というのは並置の形で用意した上で、どういう手続が実際に必要になってくるかというのはケース・バイ・ケースだと思いますが、一時停止の要請と一時停止命令、両方用意することで、最悪のケースについても手続が少なくとも進行中の間は止まらないようにするということを考

えて措置をしてはどうかというので、任意の要請だけではと書いた趣旨です。

高井先生の御趣旨というのがどういう御趣旨なのか、まだ理解できていないので、それがどういう懸念があるかということについて、もしありましたら、教えていただければ幸いです。

○高井オブザーバー 趣旨は今のご説明で分かりました。その上で懸念点としては、最終的にこれが使われる場合は、多数決を使われることが目的にある程度なってくる制度として、並置となるのかなと思っています。前置だと必ずそうなりますが、そうすると、多分、非常に問題になった議決権の問題とか、そういったことが問題となる手続でございますので、最初から一定の拘束力が明確になった手続になるのかと思います。その点において、裁判所が一番最初に一時停止にて入る手続になるものと思っておりました。最初と最後に、裁判所が入るかといった形で、手続の拘束力の明確性を持たせるのかなという観点からすると、最初、裁判所が入らないで、最後だけ入るという形になり得ることも十分あり得るということなものですから、その点が手続として不安定性がないかどうかが、ちょっと今懸念を持ったという次第で、そこは感想です。一時停止が任意だという趣旨はそういう趣旨だということは、今の御説明で分かりました。

以上です。

○神田委員長 それでは、お隣の富永オブザーバーお願いします。

○富永オブザーバー 事業再生実務家協会の富永です。

今、一時停止の御議論を聞いて、大変勉強になりました。小林委員がおっしゃった、一時停止の要請について、できるだけ対象債権者に守っていただくためにも、現在、産業競争力強化法の65条の5に金融機関の協力という規定があり、これは事業再生ADR手続の参加についての協力の規定ですが、こういった協力義務のようなことを一時停止、あるいはこの新制度への参加についても定めていただくと、指定機関がした一時停止の任意の要請について、対象債権者に遵守していただくことを説得しやすくなるのかなと思いますので、その辺りを少し御検討いただければと思います。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、どうぞ。小林先生。

○小林委員 一時停止の議論が盛り上がっているのです、私も一言。

高井先生の御懸念は2つあったと思うのです。1つは、一時停止の要請と裁判所のいわゆる一時停止との関係がどうなのかというもの。それは中西課長から説明をなさったと思うのです。

もう一つは、指定法人の一時停止が事業者の要請ということで、一種、必須ではないということになると、手続の開始時点が不明確になって、手続の安定性を欠くのではないか。例えば対象債権の額

の基準日が分からないではないかとか、そういった懸念も述べられていたと思うのです。

その点は確かにそうだなと思っていて、でも、その懸念解消のためには、裁判所の弁済禁止処分とかそういうのを使わなくても、例えば一時停止要請というものを指定法人の必須にすると。受け付けてやるときには、事業者が求めなくても必須にするということでは足りないのではないかと私は思いました。

○神田委員長　　どうもありがとうございます。盛り上がっていて、そこまでは今考えていない……どうぞ。

○高井オブザーバー　　今、後半で申し上げたのは、ですので一時停止を必須にすべきではないかという趣旨で私は申し上げたという趣旨です。ここは任意の要請ではなくて、必須にすべきなのではないかという意見で申し上げた、そういう趣旨です。

○中西課長　　質問なのですが、それは第三者機関による確認をもって手続開始時点とすることは、手続の安定性という観点で不明確であるという御指摘だと理解すればよろしいでしょうか。

○高井オブザーバー　　そうですね。後で確認するという趣旨というのですか、一時停止の話ではなくて……

○中西課長　　一時停止の要請の前に第三者機関による確認は入りますので、第三者機関による確認の後に一時停止の要請は出ますから、そういう意味では、一時停止の要請の前に第三者機関による確認をもって手続開始時点とするということは、制度の安定性からして十分ではないという御指摘だと理解すればよろしいでしょうか。

○高井オブザーバー　　その確認手続の内容が、効力がちょっと分からないのですが、先ほど、一時停止する場合は強制力があるということなので、そうすると強制力がある手続のほうが、基準日が明確になって手続は安定するのではないかと。そういう趣旨で申し上げた趣旨です。

○中西課長　　それは、法的整理にどんどん近づけていく議論になりませんか。つまり、裁判所が最初から見ろという御主張になりませんか。

○高井オブザーバー　　裁判所が最初から一時停止については見たほうがいいのではないかという意見が日弁連では多かったことではございます。

○小林委員　　私の先ほどの意見、あるいは高井先生の御意見もそうだと思うのですけれども、裁判所が最初から見ろと言っているわけではなくて、基準日を明確にしろという御指摘だったと思うのです。その手法としては、中西課長が言っていたように、指定法人が確認して、これから手続を始めますというような通知を出すということも1つの方法だとも思いますし、それに伴って、基準日では残

高維持という意味を含ませる方が、手続が安定するというのであれば、そこに一時停止の要請、裁判所の処分の方ではなくて、指定法人の要請も併せてやった方が手続が安定するのではないかというのが、高井先生の御意見だったと思うので、それも1つの方法かと思えます。

通知だけでも基準日としてははっきりするという事はあると思います。ただし、ここで残高維持というのを合わせないと、基準日と残高維持が狂うと、また手続的には面倒くさくなるという事はあろうかと思えます。

○神田委員長 どうもありがとうございます。報告書は、おっしゃるように、基準日は基準日として決められるということを想定して書いていると思うのですが、高井先生のおっしゃったことに関連して、もう一つ、要請に全員が分かりましたと言っておきながら、後で多数決で債権カットが来ますと、ではやはり強制執行しますというような人が出てき得るという場面と、要請自体に応じられませんかと言っている人をどうするかという2種類の問題があると思います。

確かにそれを最初から裁判所のオートマチックステイではないですが、そういう制度を入れてしまうというのにはあり得ると思いますが、この法律でやるには強過ぎるような感じがして、そうしますと、今のところはもう少し明確に書いた方が良いかもしれませんが、基準日ははっきりさせるということにして、任意というか何というか、今でいう事業者の申入れに基づいて指定法人が要請をしますというところで、後どうなるかという問題は残ってしまうのですが、それは高井先生が一番おっしゃっていた、不安定性なり懸念は残るのですが、個別に始まれば止めに行くというところで、裁判所が登場する。多分、そういう頭で書いてはいるのですが、その線は維持しながら、先生方の貴重な御指摘なので、報告書に何かうまく書けたらとは思っているのですが、いかがでしょうか。最初から、任意の要請を必ずやるとした方が良いのですかね。ちょっと強過ぎるような感じもするのですが、必ずやったところで、次のステップが必要になる場合があるとはもちろん思うわけですが、基準日を決めるというのにメインがあるのであれば、そこまでいう必要はなくてということかとは思いますが。どうぞ、小林先生。

○小林委員 2通り考え方があって、実務では、一般的には一時停止の要請と開始時点とを一緒にしているとは言えます。私はそれだけです。理論的に一致しなければいけないというわけではないと思いました。

○神田委員長 どうぞ、三木先生。

○三木委員 おそらく現在の事業再生ADRの実務もそうだと思うのですが、指定法人が受け付けて手続を始めますという通知を出すときには、基本的には例外なく、指定法人が同時に一時停止を求

めるという立て付けにすべきだと思います。つまり、手続開始と同時に裁判所の命令によらない任意の一時停止を求めるということにして、そのためには、手続開始通知の通知の中に一時停止を要請する文言を入れる必要があるかと思います。こうした仕組み以外の実行的な実務はおそらく考えられないと思いますので、このようなことを報告書か、あるいはその他でもよいですが、最終的な文書のどこかに明記しておくべきであろうと考えます

○神田委員長　ありがとうございます。そうしましたら、制度のつくりとしてはともかく、実際には入れて運用するということだと思いますので、報告書にどう書くのかという話と、法律、制度をつくるときに、どのレベルに何を入れるかという話を分けて考え、報告書としては、どちらかというと考え方をきちんと書くということになりますかね。

○中西課長　今、18ページは、事業者から求めがあった場合には、一時停止の要請をしなければならぬという規定が入っているので、今の三木先生の御指摘をストレートにお受け止めすると、事業者から求めがあった場合には落とすという話になってくるかなと思うのですが、その場合にどういう形になるのかというのは、ちょっと頭の整理をする必要があるかと思います。実務的にどうするかという話と、制度としてどう書くかという話のうち、どちらかというところ、これは制度としてどう書くかというのを想定して書いていた部分があるので、実際のところどうするかというところの知恵というのはあると思うのですが、事業者から求めがあった場合は落とすか残すかというところが、今議論を聞いていて、クリティカルなところかと思いました。

○神田委員長　ありがとうございます。今のお話を伺っていると、単純に、指定法人が一時停止を任意に要請できるというのが書き方であって、実務としてはやるということなのではないでしょうか。あと、それを法制度上どう書くかというのは、ちょっとまた別の問題かとは思いますが。

すみません、この点、今日は非常に盛り上がりましたが、他の点を含めまして、まだ若干時間がございますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○南委員　報告書にダイレクトには関係しない論点かもしれないのですが、非保全債権の確定、つまり非保全債権額が議決権ベースになるので、その確定はどのような手続、つまり争いがあるときとか、争いがなくても、その不動産の評価等々を行わなければいけないと思うのですが、特に争いがあるまま、議決を迎えたときのような場合、これは民事再生などでは結構あることですが、その場合はどのような手続を想定していますか。

○中西課長　民事再生法の手続規定等参考にしながらやるしかないかなと思っていて、例えば不動産評価であれば、お互いが合意した不動産鑑定士を使ってみたい、事業再生ADRで使ってい

ることを想定していたのですが、その辺りがもし違和感がありましたら、下位法令で御議論させていただければと思います。不動産であれば不動産鑑定士を使って評価を確定して、その評価に基づいて議決権を確定する。それについて争いがあれば、最終的には裁判所の認可プロセスで決定していくことになると思うのですが、ちょっとイメージが違いますか。

○南委員　　ちょっと違いますね。

○中西課長　　御相談させてください。

○神田委員長　　そう決めたら、動かしていくしかしようがないので。そこはおっしゃるように、実務が動かないと困りますよね。ほかにいかがでしょうか。

事務局から追加でありますか。大丈夫ですか。

○中西課長　　議論として御理解いただきたいのは、この法制度をつくる意味では、金融債務の債務整理をする観点で、どういう手続を法律事項として定めるか。対象債権者集会在コアになって、対象債権者集会というものをきちんと適正にやるために、第三者機関である指定法人と、その最後に裁判所認可というもので、ある種、前と後ろで挟んで、手続の正当性というか、手続の公平性と迅速性を担保するために、お互いがサポートしながら、最終的にはこの3層でやっていくということなので、その関係で、早期事業再生計画自身は、ダイレクトというよりは、金融債権の整理に関することの決議案自体がコアとなって、それを判断していただくために、早期事業再生計画が出てきているので、ややまどろっこしい話になっているということです。

また、あくまで金融債務のカットのために、金融債権者と債務者がどういう営みをするのかというところを金融債権者集会で書いているので、事業再生ADRと規定が違う。例えば事業者はかくかくしかじかというよりは、債務者は指定法人へ行って、金融債権者集会へ行って、裁判所認可に行ってしまうというのが制度的な頭の構造になっているので、事業再生ADRと書き方が違う部分が出てきているところを、どう埋めていくのかというのは、ややまどろっこしいところがあるということは御理解いただいた上で、それをどう埋めていくのか、制度外も含めて、様々なお知恵をいただければと思います。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。

それで、今日も大変貴重な御指摘をたくさんいただきまして、しかも、かなり重要な点についての御指摘を複数の項目についていただきまして、ありがとうございました。

この小委員会ですが、6月から5回にわたりまして皆様方に議論をしていただきました。ここで一旦締めということになりますが、この小委員会での議論を取りまとめた上で、報告書（案）のパブリ

ックコメントの手続を取らせていただきたいと思いますと考えております。

そこで、本日以降、年末のお忙しいところで申し訳ないのですが、本日いただきました御指摘、御意見等を踏まえて、事務局において報告書（案）に必要な修正を試みていただきます。結構大変な作業になると思いますが、こういうのは非常に上手でもいらっしゃるし大丈夫です。それを速やかにメール等で送付しますので、年末で時間がなくて申し訳ないのですが、御確認をいただいたり、やり取りをさせていただきます。

それを何とか進めて、パブコメに付す小委員会の報告書（案）につきまして、今のプロセスを経た上で、大変恐縮ですが、私に御一任をいただいて、パブコメに付したいと思っておりますが、そういう進め方について御承諾いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。それでは、そういうことで進めさせていただきます。

それでは、最後に事務連絡をお願いいたします。

○中西課長　ありがとうございます。本日もたくさん御意見をいただきました。これから報告書案に必要な修正を加えてまいりたいと思いますので、ぜひ皆様方の御協力をお願いいたします。

本日の小委員会の資料につきましては、既に経産省のホームページ上に公表しております。また、委員会の冒頭でも申し上げましたように、議事要旨につきましても、1週間ではちょっと難しいと思いますので、年明けになりますが、追って掲載させていただきます。さらに、小委員会の議事録につきましては、また皆様方に御確認いただきまして、後日速やかに発言者のお名前と併せて公表させていただきます。

なお、御自身の発言内容については対外的にお話しいただいて結構ですが、他の方の御発言は引き続き御言及することはお控えいただければと思います。

今回御議論いただいた報告書（案）につきましては、本日多くの御意見をいただきました。事務局におきまして報告書（案）に必要な修正を直ちに加えまして、メール等で御意見をいただくべく、年末に恐縮ですが、皆様方に御送付させていただければと思います。年内にできればパブリックコメントを開始したいと思っておりますので、速やかに御確認いただきまして、その後、神田委員長と速やかに御相談させていただきます。皆様方の御協力、よろしく申し上げます。

今後の進め方につきましては、また御連絡させていただきます。パブリックコメントは1か月程度を予定してございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○神田委員長　どうもありがとうございました。そういうことでございまして、パブコメをできれ

ば年内の営業日のうちに始めたいので、先生方には大変御迷惑かと思いますが、今日、明日中ぐらいには御確認を何とか終えたいと思っておりますので、メールその他の方法で御連絡させていただくと思いますけれども、御協力いただけますと誠にありがたく存じます。

年末にもかかわらず、本日も大変熱心に御議論いただきましてありがとうございました。本当はここでよいお年をお迎えくださいと言おうと思っていたのですが、よいお年をお迎えになる前に、御協力いただかなければいけないので、恐縮ですが、この一両日、お騒がせいたしますが、それを何とか終えて、パブコメを開始した上で、よいお年をお迎えいただければと存じます。

本当に大変活発かつ熱心な御参加をいただきまして、ありがとうございました。これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

——了——